

厚木市教育委員会点検評価概要について

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効率的かつ効果的な教育行政の推進を図るとともに、教育委員会の責任体制の明確化を図り、市民の方々への説明責任を果たすために、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行います。

2 点検評価の対象

市長部局が所管する事業（基本方針6～8）については、点検評価する権限をもたないことから、市教育委員会点検評価は行いませんが、事業実績等については、参考に情報提供させていただきます。

なお、外部の有識者から意見を伺える貴重な機会ですので、御意見がありましたら、参考意見として伺い、担当課と共有させていただきます。

つきましては、第2次厚木市教育振興基本計画第2期実施計画（計画期間：令和6～8年度）に72事業が位置付けられていますが、点検評価の対象となるのは、教育委員会が所管する（補助執行含む）53事業（基本方針1～5）になります。

3 点検評価の方法

点検評価に当たっては、対象事業の実績等を踏まえて課題等を分析し、今後の事業方針を自己点検・自己評価するとともに、教育に関し学識経験を有する委員の皆様から御意見や助言をいただき、報告書を作成します。

4 スケジュール

7月上旬までに教育振興基本計画審議会を3回実施し、報告書を作成します。

日程	内容
5/23	第1回審議会：諮問、質疑応答（各課等長）
6/16	第2回審議会：委員意見の確認・意見交換、質疑応答（各課等長）
7/1	第3回審議会：報告書の最終確認、答申
7/22	市教育委員会定例会（審議）
10/6	市議会全員協議会（報告）